

# 上板町ファミリースポーツ公園 指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和2年9月

上板町教育委員会

## 「目 次」

第 1 募集の目的.....	2
第 2 募集の内容.....	2
1 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的な内容.....	2
2 施設の概要.....	2
第 3 管理の条件.....	2
1 指定期間 .....	2
2 管理の基準.....	2
3 利用料金 .....	3
4 管理運営に関する経費（管理委託費の基準額） .....	3
5 雇用 .....	3
第 4 申請の手続等.....	3
1 募集要項の公表及び配布 .....	3
2 募集内容等に係る質問の受付等 .....	3
3 指定管理者募集スケジュール.....	4
4 申請書類の提出 .....	4
5 申請者の資格 .....	5
第 5 選定方法.....	6
1 審査の基準.....	6
2 審査の方法.....	6
3 審査の日程.....	6
4 指定管理者候補者の選定及び選定結果の通知.....	7
第 6 指定管理者の指定及び協定締結.....	7
1 指定管理者の指定 .....	7
2 協定書の締結 .....	7
第 7 留意事項.....	8
1 業務の継続が困難となった場合等の措置 .....	8
2 管理運営状況に関する事業報告及びモニタリング .....	8
3 情報管理と情報公開 .....	8
4 申請書類の取り扱い .....	9
5 費用負担 .....	9
6 業務の引継ぎについて .....	9
7 その他 .....	9
様式（別添1から別添7） .....	10～18

# 上板町ファミリースポーツ公園指定管理者募集要項

## 第1 募集の目的

上板町ファミリースポーツ公園は、町民の健全な心身の育成と体位の向上を図るための施設として設置されたものです。

上板町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、上板町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年上板町条例第19号）第2条及び上板町ファミリースポーツ公園設置及び管理に関する条例（平成22年条例第13号）第18条の規定に基づき、上板町ファミリースポーツ公園の管理運営業務を行う指定管理者（団体）の募集を行います。

## 第2 募集の内容

### 1 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的な内容

指定管理者は、次の業務を行うこととします。

- (1) 公園の利用の許可に関する業務
- (2) 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

### 2 施設の概要

#### (1) 施設の名称

上板町ファミリースポーツ公園

#### (2) 施設の所在地

徳島県板野郡上板町七條字天王7番地

#### (3) スポーツ公園内の施設の名称

- ・温水プール
- ・多目的広場（グラウンド）
- ・テニスコート
- ・野外ステージ
- ・その他付帯施設等 ※管理事務所 S造 2F 199m<sup>2</sup>については上板町で管理・使用予定

## 第3 管理の条件

### 1 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

なお、指定の期間内であっても、管理を継続できないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

### 2 管理の基準

上板町ファミリースポーツ公園設置及び管理に関する条例、上板町ファミリースポーツ公園設置及び管理に関する条例施行規則において、次のとおり規定しています。

#### ○開園時間

施設名	開園時間	
温水プール	月曜日～土曜日	午前10時～午後9時
	日曜日	午前10時～午後5時
	祝祭日	午前10時～午後7時
テニスコート	午前9時～午後10時	

グラウンド	午前9時～午後10時
-------	------------

○休園日

毎月29日から31日及び1月1日から1月3日

### 3 利用料金

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用します。従って施設の利用料金収入は、指定管理者の収入として收受できます。

利用料金は、施設の利用促進及び利用者へのサービス向上といった観点を踏まえ、上板町ファミリースポーツ公園設置及び管理に関する条例で定める額を上限として、上板町の承認を得て指定管理者が設定することになります。

また、指定管理者は上板町が定める基準に従い、利用料金を減額することができます。

### 4 管理運営に関する経費（管理委託費の基準額）

指定管理者は、施設の利用料金収入と上板町からの管理委託費（指定管理料）をもって施設の管理運営を行うものとします。

管理委託費（指定管理料）については、指定管理者が応募に際し収支計画書に記載された管理運営経費の額を基本として、教育委員会と指定管理者が締結する協定書により決定します。

※参考 前回までの管理委託費（指定管理料）の最終額は、

令和2年度 年額6,820,000円（消費税等を含む。）でした。

### 5 雇用

従業員を雇用する場合については、可能な限り上板町内から雇用してください。

## 第4 申請の手続等

### 1 募集要綱の公表及び配布

募集要項は、令和2年9月1日（火）から上板町のホームページ上で公表し、令和2年9月1日（火）から令和2年9月16日（水）までの間、教育委員会においても紙媒体で配布を行います。

ただし、午前9時から午後5時までとし、土・日曜日及び祝祭日は除きます。

### 2 募集内容等に係る質問の受付等

#### ①質問受付期間

令和2年9月 1日（火）午前9時から

令和2年9月30日（水）午後5時まで

#### ②質問方法

質問票（別添5）により、ファックス及び電子メールのいずれかで上板町教育委員会宛にお送りください。

#### ③回答方法

受付した質問に対する回答は、ファックス及び電子メールで回答する予定です。

ただし、質問者は本要項中「第4－5 申請者の資格」を満たす団体に所属する者とします。

### 3 指定管理者募集スケジュール

- ①募集要項の公開・配布 令和2年9月1日から令和2年9月16日  
※上板町ホームページでも公開しています。
- ②質問の受付 令和2年9月1日から令和2年9月30日
- ③質問の回答 随時
- ④現場説明会（施設案内） 令和2年9月23日（水）午後1時30分から  
場所：上板町ファミリースポーツ公園（温水プール）
- ※申請される法人・団体は、必ず出席してください。令和2年9月18日（金）午後5時までに（別添4）の様式により、電子メールもしくは、ファックスで申し込みをしてください。
- ⑤申請書類の受付 令和2年 9月23日（水）の現場説明会終了後から  
令和2年10月 9日（金）午後5時まで
- ⑥申請団体又は法人からのプレゼンテーション（令和2年10月下旬頃）  
(申請者より指定管理者選定委員へ申請内容の説明 日時は後日連絡)
- ⑦審査選定 令和2年10月下旬
- ⑧指定管理者の指定（議決） 令和2年12月中旬
- ⑨基本協定の締結 令和3年 3月中旬
- ⑩事務引継等 令和3年 3月下旬
- ⑪年度協定の締結・業務開始 令和3年 4月1日

### 4 申請書類の提出

#### （1）申請書類の受付

##### ①受付期間

令和2年9月23日（水）現場説明会終了後から令和2年10月9日（金）までの間とし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とします。ただし、土・日曜日及び祝祭日は除きます。

##### ②受付場所

上板町教育委員会事務局（上板町役場2階）

##### ③受付方法

申請書類一式を、持参により提出してください。郵送での受付はいたしません。

#### （2）申請書類

申請にあたっては、上板町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第4条に掲げる書類を提出しなければなりません。

また、申請書類は、原本1部・副本13部を提出してください。

①上板町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則に定める様式第1号（別添1）

②法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本（法人以外にあっては、代表者の身分証明書等）

③国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

④管理を行う公の施設の事業計画書（別添2）

事業計画書には、次の事項を掲載すること。

・施設の管理運営に係る基本方針

- ・指定期間内の年度ごとの事業計画
- ・業務の具体的実施要領（管理と運営）
- ・人員体制等、その他
- ⑤管理に係る収支計画書（別添3）
 

指定期間内の年度ごとの収支予算を記載すること。
- ⑥法人又は団体の概要
- ⑦団体の定款、寄附行為、規約その他これに相当する書類
- ⑧直近の決算報告書又は決算見込書
  - ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
  - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体のみ。）
  - ・現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
  - ・団体の事業報告書を作成している場合は当該報告書
- ⑨団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載された書類又はこれに相当する書類

## 5 申請者の資格

指定管理者の公募に申請できる者は業務水準書を遵守し、且つ指定期間中に施設を安全円滑に管理運営することのできる法人、その他の団体（以下「参加グループ」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であることをとします。個人での申請はできません。なお、支社等が申請する場合は本社の委任状が必要です。

また、単独の法人等にあっては、次に掲げる（1）、（2）、（3）、（4）のすべての要件を満たす必要があり、参加グループにあっては、主たる構成団体が（1）、（2）、（4）の要件を満たすとともに、すべての構成団体が（4）の要件を満たす必要があります。（3）の要件については、構成団体のいずれかが満たす必要があります。

（1）管理運営において、緊急時の迅速な対応が確実に果たせる者であること。

（2）水泳インストラクターの資格を有する職員を必要数、配置できること。

（3）送迎バス（マイクロバス）を2台配備し、従来と同様の送迎体制が維持できること。

また、施設管理用の軽トラックやその他必要な車両についても、自前で配備ができること。

※既存の車両は、全て現在の指定管理者の所有物です。

（4）法人等及び代表者が、次の事項に該当しないこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②地方自治法第244条の2第11項による指定の取消しを受けたことがある者
- ③上板町及び徳島県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止又は指名回避等の措置を受けている者
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

⑤暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員」という。）の統制の下にある団体

⑥商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者

⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の申立てがなされた者

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす

⑧私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は、関係機関に認定された日から2年を経過しない者

⑨国税（法人税、消費税）及び主たる事業所の所在地の地方税（法人市県民税、法人事業税、事業所税、固定資産税、都市計画税及び地方消費税並びに延滞金等）を滞納している者

⑩法人等あるいは参加グループの構成員であって、他の参加グループの構成員である者、若しくは2つ以上の提案を行う者

⑪労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

⑫上板町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に該当する者

⑬役員（法人の監査役及び監事を含む）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体。

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（ウ）暴力団の構成員等

## 第5 選定方法

### 1 審査の基準

審査の基準については、「上板町ファミリースポーツ公園指定管理者審査基準」（別添7）（以下「指定管理者審査基準」という。）を参照してください。

### 2 審査の方法

上板町選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請資格等の要件を満たすものを対象に、指定管理者審査基準に基づき審査を行い、総合点数の最も高い団体を選定します。

また、申請者が1団体の場合においても指定管理者審査基準に基づき審査を行い、選定委員会において選定します。

### 3 審査の日程

審査は、令和2年10月下旬頃を予定しています。

#### 4 指定管理者候補者の選定及び選定結果の通知

教育委員会は、選定委員会から選定結果の報告を受けた優秀者を優先交渉権者として細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。

なお、優秀者と細目協議が整わない場合には、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行い選定します。

指定管理者候補者の選定結果は、令和2年10月下旬頃をもとに、審査を受けた団体の全てに文書により通知します。同時に結果は、上板町のホームページなどで公表します。

なお、申請団体名は公表される場合があります。また、選定結果の公表にあたり、申請団体が2団体以上であった場合などにおいて、それぞれの団体の得点等が明らかになることをご承知おきください。

### 第6 指定管理者の指定及び協定締結

#### 1 指定管理者の指定

教育委員会は、指定管理者の指定に関する上板町議会（以下「議会」という。）の議決を経て、指定管理者の指定を行います。ただし、議会の議決を得られない場合は指定されません。なお、教育委員会は指定管理者の指定に関する議会の議決が得られないことにより、指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

#### 2 協定書の締結

指定管理者の指定後に、施設の管理運営業務に関し包括的な事項を定めた基本協定、及び年度ごとの管理経費の支払方法等の事項を定めた年度協定を締結します。

協定締結に際し、必要な事項については教育委員会と指定管理者が協議の上定めることになりますが、項目としては次に示す事項を基本とします。

##### （1）協定書の内容

###### ①包括的事項

協定の趣旨・目的、指定管理者が行う業務の内容、指定期間、管理運営業務計画、責任者及び必要な職員配置など

###### ②管理業務の履行に関する事項

関係法令の遵守、開園時間、管理業務の履行における管理者の義務、物品類の使用・帰属など

###### ③施設の利用に関する事項

利用制限に関する事項など

###### ④管理経費に関する事項

管理経費の金額、管理経費の支払方法など

###### ⑤事業の報告及び監督に関する事項

事業実績報告書の提出に関する事項、事業の実施状況に関する報告、事故の場合等の報告に関する事項、上板町による点検・監督に関する事項

###### ⑥指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

指定の取消し及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消し等による損害賠償に関する事項など

###### ⑦指定期間終了に伴う措置に関する事項

事務の引き継ぎに関する事項など

###### ⑧情報管理に関する事項

個人情報の取扱い及び情報公開に関する事項など

#### ⑨その他の事項

権利義務の譲渡の禁止、疑義の決定など

#### (2) 協定の締結をしない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときはその指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

①正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

②財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

③著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

### 第7 留意事項

#### 1 業務の継続が困難となった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに教育委員会に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

##### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、教育委員会は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めるすることができます。また、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、教育委員会は指定管理者の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

##### (2) 指定が取り消された場合等の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、上板町に生じた損害を賠償しなければなりません。

##### (3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、教育委員会と指定管理者は業務継続の可否等について協議を行い継続が困難と判断した場合、教育委員会は指定管理の指定取消し、業務の全部若しくは一部の停止を命じができるものとします。

#### 2 管理運営状況に関する事業報告及びモニタリング

指定管理者により、施設が適正に運営されているかどうかを確認するために事業報告及びモニタリング等を実施します。詳細については、業務水準書を参照してください。

#### 3 情報管理と情報公開

上板町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第14条(秘密保持の義務)の規定に基づき情報の管理について取り扱うものとします。詳細については、業務水準書を参照してください。

#### 4 申請書類の取り扱い

##### (1) 著作権

教育委員会が提示する設計図書等の著作権は、教育委員会及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。

なお、本事業において公表する場合その他教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

##### (2) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

##### (3) 返却等

申請書類は、審査のため選定委員会の委員に配布することがあります。

また、提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

なお、申請書類は上板町情報公開条例の規定に基づき公開することができます。

##### (4) 申請書類の作成

①申請書類の作成については、業務水準書に記載されていることを遵守して作成してください。

②申請書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。

③申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

④教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

#### 5 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

#### 6 業務の引継ぎについて

指定期間の満了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力していただきます。

#### 7 その他

##### (1) 申請書提出後の辞退

指定管理者指定申請書の提出後に申請を辞退する場合には、

令和2年10月13日（火）までに指定様式（別添6）により教育委員会まで申し出てください。

##### (2) 問い合わせ先及び申請書提出先

所在地：〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地

担当部署：上板町教育委員会 電話番号：（088）694-6814

FAX番号：（088）694-6802

メールアドレス：kyo@kamiita.i-tokushima.jp

別添1

様式第1号（第3条関係）

指定管理者の指定申請書

令和2年 月 日

上板町長 殿

申請者

所 在 地：

団 体 名：

代表者氏名：

印

連絡先(電話)：

上板町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、次の公の施設の指定管理者として指定をうけたいので、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2 添付書類

- (1) 法人登記簿の謄本（法人の場合）
- (2) 団体の定款、寄付行為、規約その他これに相当する書類
- (3) 団体の代表者の身分証明書（非法人の場合）
- (4) 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）
- (5) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (6) 管理に係る収支計画書
- (7) 法人又は団体の概要
- (8) 直近の決算報告書又は決算見込書
- (9) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載された書類又はこれに相当する書類

3 担当者連絡先

4 現場説明会出席者氏名

## 管理を行う公の施設の事業計画書

法人・団体名：\_\_\_\_\_

### 1 基本方針、事業目標等

(1) 施設の管理運営に係る基本方針

(2) 指定期間内の年度ごとの事業計画

※記載欄が足りない場合は、別紙として添付してください。 (様式任意)

2 業務の具体的実施要領 (管理と運営)

(1) 維持管理業務計画

(2) 防犯・防災等危機管理計画

(3) 緊急時における連絡体制

(4) 施設での自主事業計画

※記載欄が足りない場合は、別紙として添付してください。（様式任意）

3 人員体制

(1) 職員配置計画

(2) 職員採用計画

(3) 勤務形態

(4) 勤務条件

(5) 人材育成・研修計画

※記載欄が足りない場合は、別紙として添付してください。 (様式任意)

別添3

## 管理に係る収支計画書

法人・団体名 : \_\_\_\_\_

1. 収入

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	備考
管理委託費 (指定管理料)							
合計							

2. 支出

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	備考
合計							

※項目別の積算内訳を添付してください。

※消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。

別添4

上板町教育委員会 宛  
F A X: 088-694-6802  
メールアドレス: kyo@kamiita.i-tokushima.jp

## 現場説明会出席申込書

令和2年9月23日(水)開催の上板町ファミリースポーツ公園指定管理者に関する  
現場説明会に出席します。

団体及び法人の名称	
団体及び法人の所在地	
代表者名	
連絡先	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
出席人数	
備考	

※令和2年9月18日(金)午後5時までに申込してください。(必着)

別添5

上板町教育委員会 宛  
F A X : 088-694-6802  
メールアドレス : kyo@kamiita.i-tokushima.jp

## 質問票

上板町ファミリースポーツ公園指定管理者募集要項及び同業務水準書の内容について、下記のとおり質問します。

令和 年 月 日

団体等の名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_  
連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_  
(FAX番号) \_\_\_\_\_

質問事項	募集要項・仕様書・その他 (該当する事項を○で囲んでください。)
質問箇所 (ページ番号)	
質問の項目	
質問の内容	

別添6

## 辞 退 届

上板町ファミリースポーツ公園の指定管理者に申請していましたが、都合により辞退いたします。

令和 年 月 日

団体等の名称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

(FAX番号) \_\_\_\_\_

辞退の理由

## 上板町ファミリースポーツ公園指定管理者審査基準

評価項目	配点	点数
1. 平等利用の確保	50	
施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策について	25	
施設の設置目的を適切に理解しているか	25	
2. 施設の効用を最大限に發揮すること	75	
当該施設の管理業務及び管理に関する法令等について理解しているか	25	
サービス向上、利用促進及び業務水準の維持向上のための方策について	50	
3. 収支計画書の妥当性	150	
収入の計画が適正であるか	75	
支出の計画が適正であるか	75	
4. 管理を安定して行う人的・物的能力	175	
経営状況は健全であるか	50	
業務遂行のための経営方針は適切であるか	50	
職員配置は、当該施設の管理業務を行うのに適切であるか	25	
職員の研修計画は適切であるか	25	
夜間及び緊急時における連絡体制及びマニュアルの策定は適切であるか	25	
5. 施設管理全般について	50	
防犯、防災等危機管理に関する取り組みは適切であるか	25	
利用者のトラブルの未然防止と対処方法について	25	
合 計	500	